

日進市国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	備考
	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 日進市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>1 日進市の責務及び日進市国民保護計画の位置づけ</p> <p>2 日進市国民保護計画の構成</p> <p>3 日進市国民保護計画の対象</p> <p>4 日進市国民保護計画の見直し、変更手続</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>第4章 日進市の地理的、社会的特徴</p> <p>第5章 日進市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>2 緊急対処事態</p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 日進市における組織・体制の整備</p> <p>1 日進市における組織・体制の整備</p> <p>2 日進市職員の参集基準等</p> <p>3 消防機関の体制</p> <p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>2 愛知県との連携</p> <p>3 近接市町村との連携</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>5 ボランティア団体等に対する支援</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修</p> <p>2 訓練</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p>	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 日進市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>1 日進市の責務及び日進市国民保護計画の位置づけ</p> <p>2 日進市国民保護計画の構成</p> <p>3 日進市国民保護計画の対象</p> <p>4 日進市国民保護計画の見直し、変更手続</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>第4章 日進市の地理的、社会的特徴</p> <p>第5章 日進市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態の<u>類型</u></p> <p>2 緊急対処事態の<u>事態例</u></p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 日進市における組織・体制の整備</p> <p>1 日進市の各部課室における平素の業務</p> <p>2 日進市職員の参集基準等</p> <p>3 消防機関の体制</p> <p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>2 愛知県との連携</p> <p>3 近接市町村との連携</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>5 ボランティア団体等に対する支援</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修</p> <p>2 訓練</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p>	

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>3 救援に関する基本的事項</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 日進市における備蓄</p> <p>2 日進市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>2 通信の確保</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・愛知県の対策本部との連携</p> <p>2 愛知県知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託</p> <p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>6 市の行う応援等</p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等</p> <p>8 住民への協力要請</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p>	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>3 救援に関する基本的事項</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 日進市における備蓄</p> <p>2 日進市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>2 武力攻撃事態等及び緊急処理事態において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>2 通信の確保</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>1 国・愛知県の対策本部との連携</p> <p>2 愛知県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関への設置要請等</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請等</p> <p>4 他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託</p> <p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>6 市の行う応援等</p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等</p> <p>8 住民への協力要請</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p>
---	---

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>2 警報の内容の伝達の方法</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知</p> <p>第2章 避難住民の誘導等</p> <p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>第5章 救援</p> <p>1 救援の実施</p> <p>2 関係機関との連携</p> <p>3 救援の内容</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>2 愛知県に対する報告</p> <p>3 安否情報の照会に関する回答</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1章 武力攻撃災害への対処</p> <p>1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方</p> <p>2 武力攻撃災害の兆候に通報</p> <p>第2章 応急措置等</p> <p>1 退避の指示</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>3 応急公用負担等</p> <p>4 消防に関する措置等</p> <p>第3章 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>第4章 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>第9章 保健衛生の確保</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 生活関連物資等の価格安定</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知</p> <p>第2章 避難住民の誘導等</p> <p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>第5章 救援</p> <p>1 救援の実施</p> <p>2 関係機関との連携</p> <p>3 救援の内容</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>2 愛知県に対する報告</p> <p>3 安否情報の照会に関する回答</p> <p>4 日本赤十字社愛知県支部に対する協力</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1章 武力攻撃災害への対処</p> <p>1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方</p> <p>2 武力攻撃災害の兆候の通報</p> <p>第2章 応急措置等</p> <p>1 退避の指示</p> <p>2 警戒区域の設定</p> <p>3 応急公用負担等</p> <p>4 消防に関する措置等</p> <p>第3章 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>第4章 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>1 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処</p> <p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>1 生活関連物資等の価格安定</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p>
---	---

日進市国民保護計画新旧対照表

	<p>3 生活基盤等の確保</p> <p>第 11 章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>第 4 編 復旧等</p> <p>第 1 章 応急の復旧</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>2 公共的施設の応急の復旧</p> <p>第 2 章 武力攻撃災害の復旧</p> <p>第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求</p> <p>2 損失補償及び損害補償</p> <p>3 総合調整及び指示に係る損失の補てん</p> <p>第 5 編 緊急対処事態への対処</p> <p>第 1 章 緊急対処事態</p> <p>1 緊急対処事態</p> <p>2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達</p> <p>国民保護計画用語集</p>	<p>3 生活基盤等の確保</p> <p>第 11 章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>第 4 編 復旧等</p> <p>第 1 章 応急の復旧</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>2 公共的施設の応急の復旧</p> <p>第 2 章 武力攻撃災害の復旧</p> <p>第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求</p> <p>2 損失補償及び損害補償</p> <p>3 総合調整及び指示に係る損失の補てん</p> <p>第 5 編 緊急対処事態への対処</p> <p>第 1 章 緊急対処事態</p> <p>1 緊急対処事態</p> <p>2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達</p> <p>国民保護計画用語集</p>	
<p>1</p>	<p>第 1 編 総論</p> <p>第 1 章 日進市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>本市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために、以下のとおり、本市の責務を明らかにするとともに、本市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。</p> <p>1 日進市の責務及び日進市国民保護計画の位置づけ 〔法第 3 条第 2 項、第 35 条第 1 項・第 2 項・第 3 項〕 〔基本指針〕</p> <p>(1) 日進市の責務</p> <p>本市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）、</p> <p>（以下 略）</p>	<p>第 1 編 総論</p> <p>第 1 章 日進市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>本市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために、以下のとおり、本市の責務を明らかにするとともに、本市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。</p> <p>1 日進市の責務及び日進市国民保護計画の位置づけ 〔法第 3 条第 2 項、第 35 条第 1 項・第 2 項・第 3 項〕 〔基本指針〕</p> <p>（※法とは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」をいう。以下同じ。）</p> <p>(1) 日進市の責務</p> <p>本市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）、</p>	

日進市国民保護計画新旧対照表

		(以下 略)
	(2) 日進市国民保護計画の位置づけ 本市は、その責務に かんがみ 、国民保護法第 35 条の規定に基づき、日進市国民保護計画を作成する。	(2) 日進市国民保護計画の位置づけ 本市は、その責務に 鑑み 、国民保護法第 35 条の規定に基づき、日進市国民保護計画を作成する。
	(3)、(4) (略)	(3)、(4) (略)
2	2 日進市国民保護計画の構成 日進市国民保護計画は、以下の各論により構成する。 (以下 略)	2 日進市国民保護計画の構成 日進市国民保護計画は、以下の各編により構成する。 (以下 略)
	3 日進市国民保護計画の対象 日進市は、国民保護法により本市の区域に係る国民保護措置を実施することとされているため、国民保護措置の実施に当たっては、市民に限らず本市の区域に係る全ての国民を対象とする。 ※【外国人への国民保護措置の適用】 (以下 略)	3 日進市国民保護計画の対象 本市は、国民保護法により本市の区域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置(以下「 <u>国民保護措置等</u> 」という。)を実施することとされているため、国民保護措置等の実施に当たっては、市民に限らず本市の区域に係る全ての国民を対象とする。 ※【外国人への国民保護措置等の適用】 (以下 略)
	4 日進市国民保護計画の見直し、変更手続 (略)	4 日進市国民保護計画の見直し、変更手続 (略)
3	(1) 日進市国民保護計画の見直し 日進市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、愛知県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、随時見直しを行う。 (以下 略)	(1) 日進市国民保護計画の見直し 日進市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、愛知県国民保護計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、随時見直しを行う。 (以下 略)
	(2) (略)	(2) (略)
	第 2 章 国民保護措置に関する基本方針 (1) (略)	第 2 章 国民保護措置に関する基本方針 (1) (略)
4	(2) 国民の権利利益の迅速な救済〔法第 6 条〕〔基本指針〕 本市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。	(2) 国民の権利利益の迅速な救済〔法第 6 条〕〔基本指針〕 本市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

日進市国民保護計画新旧対照表

	(3) 国民に対する情報提供〔法第8条第1項・第2項〕 〔基本指針〕	(3) 国民に対する情報提供〔法第8条〕〔基本指針〕	
	本市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。	本市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。	
	(4) (略)	(4) (略)	
	(5) 国民の協力〔法第4条第3項〕〔基本指針〕 本市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。	(5) 国民の協力〔法第4条第3項〕〔基本指針〕 本市は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。	
	(以下 略)	(以下 略)	
	(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法的確な実施〔法第9条第1項・第2項〕 本市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法的確な実施〔法第9条〕 本市は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	
	また、本市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的確な実施を確保する。	また、本市は、国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的確な実施を確保する。	
	(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重〔法第7条第1項・第2項〕 本市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。	(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重〔法第7条第2項〕 本市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。	
5	(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保〔法第22条〕〔基本指針〕 本市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。	(8) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保〔法第22条〕〔基本指針〕 本市は、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。	
	また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。	また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じ、必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮する。	
6	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 本市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における本市の役割を確認するとともに、	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 本市は、国民保護措置等の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における本市の役割を確認するとともに、	

日進市国民保護計画新旧対照表

	(以下 略) 『図 国民保護措置の全体の仕組み』の修正	(以下 略) 『図 国民保護措置の全体の仕組み』の修正																	
7	<p>○本市の事務〔法第 16 条第 1 項・第 2 項、第 35 条第 1 項・第 2 項、第 39 条、第 41 条〕</p> <table border="1" data-bbox="236 389 730 1160"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市</td> <td>1～5 (略)</td> </tr> <tr> <td>6 救援の<u>実施</u>、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</td> </tr> <tr> <td>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（消防に関する事務については、尾三消防組合において処理）</td> </tr> <tr> <td>8 (略)</td> </tr> <tr> <td>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	1～5 (略)	6 救援の <u>実施</u> 、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（消防に関する事務については、尾三消防組合において処理）	8 (略)	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施	<p>○本市の事務〔法第 16 条第 1 項・第 2 項、第 35 条第 1 項・第 2 項、第 39 条、第 41 条〕</p> <table border="1" data-bbox="794 389 1289 1160"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市</td> <td>1～5 (略)</td> </tr> <tr> <td>6 救援の<u>補助</u>、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</td> </tr> <tr> <td>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び<u>緊急対処事態における災害への対処</u>に関する措置の実施（消防に関する事務については、尾三消防組合において処理）</td> </tr> <tr> <td>8 (略)</td> </tr> <tr> <td>9 武力攻撃災害及び<u>緊急対処事態における災害</u>の復旧に関する措置の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	1～5 (略)	6 救援の <u>補助</u> 、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び <u>緊急対処事態における災害への対処</u> に関する措置の実施（消防に関する事務については、尾三消防組合において処理）	8 (略)	9 武力攻撃災害及び <u>緊急対処事態における災害</u> の復旧に関する措置の実施	
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
市	1～5 (略)																		
	6 救援の <u>実施</u> 、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施																		
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（消防に関する事務については、尾三消防組合において処理）																		
	8 (略)																		
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施																		
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
市	1～5 (略)																		
	6 救援の <u>補助</u> 、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施																		
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び <u>緊急対処事態における災害への対処</u> に関する措置の実施（消防に関する事務については、尾三消防組合において処理）																		
	8 (略)																		
	9 武力攻撃災害及び <u>緊急対処事態における災害</u> の復旧に関する措置の実施																		
8	<p>第 4 章 日進市の地理的、社会的特徴</p> <p>1 地理的特徴</p> <p>(1) 位置・面積・地形</p> <p>本市の総面積は <u>34.90</u>km² で、東西方向 8.9km、南北方向 6.8km、周囲を 50m～160m の丘陵地に囲まれ、平均標高 70m のなだらかな地形で、市のほぼ中央に天白川が東西に流れ流域には農耕地が広がっている。</p> <p>本市は尾張東部丘陵地帯の中ほどに位置し、東は豊田市、<u>三好町</u>に、西は名古屋市に、南は東郷町に、北は長久手町に接しており、</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第 4 章 日進市の地理的、社会的特徴</p> <p>1 地理的特徴</p> <p>(1) 位置・面積・地形</p> <p>本市の総面積は <u>34.91</u>km² で、東西方向 8.9km、南北方向 6.8km、周囲を 50m～160m の丘陵地に囲まれ、平均標高 70m のなだらかな地形で、市のほぼ中央に天白川が東西に流れ流域には農耕地が広がっている。</p> <p>本市は尾張東部丘陵地帯の中ほどに位置し、東は豊田市、<u>みよし市</u>に、西は名古屋市に、南は東郷町に、北は長久手市に接しており、</p> <p>(以下 略)</p>																	
9	<p>『図 日進市の地形図』の修正</p> <p>(2) 気候</p> <p>本市の気候は年間を通して温和で、降雨は夏季に多く冬季に少ない。本市に近い観測地である名古屋地方</p>	<p>『図 日進市の地形図』の修正</p> <p>(2) 気候</p> <p>本市の気候は年間を通して温和で、降雨は夏季に多く冬季に少ない。本市に近い観測地である名古屋地方</p>																	

日進市国民保護計画新旧対照表

10

気象台の平成 16 年における観測結果では、年間の平均気温は 16.8℃、最高気温は 37.5℃、最低気温は-3.3℃であった。降雨量は、年間 1,947.5mm、最多降雨月は 10 月で 489.5mm、最少降雨月は 1 月で 18.5mm であった。

『図 月別平均気温・月別降水量』の修正

表 月別平均気温・月別降水量

	1 月	2 月	3 月	4 月
月別平均気温 (℃)	4.3	6.2	9.1	15.6
月別降水量 (mm)	18.5	40.5	71.5	88.5

5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
20.0	24.0	28.6	27.5	25.0
227.5	186.5	64.0	114.0	450.5

10 月	11 月	12 月
18.3	14.1	8.6
489.5	94.5	102.0

資料：名古屋地方気象台（平成 16 年）

(3) 人口分布

本市の人口は、土地区画整理事業などの積極的な住宅地開発により、平成 12 年で 70,188 人と、人口は着実に増加してきている。

年齢別人口割合（平成 12 年）は、年少人口（15 歳未満）が 16.1%、生産年齢人口（15～64 歳）が 71.4%、老年人口（65 歳以上）が 12.3%で、昭和 55 年以降、老年人口は増加する一方で年少人口が減少しており、少子高齢化が進行している。

世帯数は、平成に入ってから世帯数の増加が著しくなり、平成 12 年の世帯当たり人員は 2.68 人と確実に核家族化が進展している。

本市の平成 12 年国勢調査における人口集中地区をみると、南ヶ丘、赤池、香久山といった土地区画整理事業などの積極的な住宅地にみられる。

11

気象台の平成 27 年における観測結果では、年間の平均気温は 16.6℃、最高気温は 38.4℃、最低気温は-2.0℃であった。降雨量は、年間 1,803.0mm、最多降雨月は 8 月で 296.5mm、最少降雨月は 2 月で 35.0mm であった。

『図 月別平均気温・月別降水量』の修正

表 月別平均気温・月別降水量

	1 月	2 月	3 月	4 月
月別平均気温 (℃)	4.9	5.7	9.7	15.2
月別降水量 (mm)	116.0	35.0	139.0	148.5

5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
21.3	22.3	26.5	28.1	23.1
98.0	196.0	227.5	296.5	262.0

10 月	11 月	12 月
18.4	14.3	9.3
64.5	137.0	83.0

資料：名古屋地方気象台（平成 27 年）

(3) 人口分布

本市の人口は、土地区画整理事業などの積極的な住宅地開発により、平成 22 年で 84,237 人と、人口は着実に増加してきている。

年齢別人口割合（平成 22 年）は、年少人口（15 歳未満）が 16.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 65.6%、老年人口（65 歳以上）が 12.1%で、平成 2 年以降、老年人口は増加する一方で生産年齢人口の構成比が減少しており、高齢化が進行している。

世帯数は、平成に入ってから世帯数の増加が著しくなり、平成 22 年の世帯当たり人員は 2.52 人と確実に核家族化が進展している。

本市の平成 22 年国勢調査における人口集中地区をみると、南ヶ丘、香久山、赤池、岩崎台、栄、藤塚といった住宅地にみられる。

日進市国民保護計画新旧対照表

表 人口・世帯数の推移

		昭和 55 年 (1980 年)
総人口		41,024
年齢別人口	年少人口 (0~14 歳)	10,546
	構成比	25.7
	生産年齢人口 (15~64 歳)	28,017
	構成比	68.3
	老年人口 (65 歳以上)	2,461
	構成比	6.0
	年齢不詳	—
	構成比	—
世帯数		12,683
1 世帯当たり人員		3.23

昭和 60 年 (1985 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)
44,802	50,335	60,311	70,188
9,570	8,044	9,042	11,330
21.4	16.0	15.0	16.1
31,705	37,558	44,828	50,104
70.8	74.6	74.3	71.4
3,523	4,653	6,437	8,625
7.9	9.2	10.7	12.3
4	80	4	129
0.0	0.2	0.0	0.2
13,898	17,104	21,992	26,215
3.22	2.94	2.74	2.68

資料：「国勢調査」総務省

表 人口・世帯数の推移

		平成 2 年 (1990 年)
総人口		50,335
年齢別人口	年少人口 (0~14 歳)	8,044
	構成比	16.0
	生産年齢人口 (15~64 歳)	37,558
	構成比	74.6
	老年人口 (65 歳以上)	4,653
	構成比	9.2
	年齢不詳	80
	構成比	0.2
世帯数		17,104
1 世帯当たり人員		2.94

平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)
60,311	70,188	78,591	84,237
9,042	11,330	12,954	13,924
15.0	16.1	16.5	16.5
44,828	50,104	54,157	55,223
74.3	71.4	68.9	65.6
6,437	8,625	11,288	14,439
10.7	12.3	14.4	17.1
4	129	192	651
0.0	0.2	0.2	0.8
21,992	26,215	30,145	33,418
2.74	2.68	2.61	2.52

資料：「国勢調査」総務省

12 『人口集中地区』の修正

(4) 道路、鉄道の位置

13 道路は、市の東部を東名高速道路が南北に走っている。本市にはインターチェンジはないが、日進ジャンクションにて名古屋瀬戸道路と接続している。また、名古屋大都市圏の放射軸のひとつである国道 153 号バイパスが市の西部を通っており、名古屋方向への重要な動脈となっている。また、市の北側には、名古屋市のもうひとつの放射軸である県道力石名古屋

『図__人口集中地区』の修正

(4) 道路、鉄道の位置

道路は、市の東部を東名高速道路が南北に走っている。本市にはインターチェンジはないが、日進ジャンクションにて名古屋瀬戸道路と接続している。また、名古屋大都市圏の放射軸のひとつである国道 153 号バイパスが市の西部を通っており、名古屋方向への重要な動脈となっている。また、市の北側には、名古屋市のもうひとつの放射軸である県道力石

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>14</p>	<p>線(グリーンロード)が東西に通っている。市内には、これら放射軸をむすぶ、環状機能を有する道路として、(主要地方道)瀬戸大府東海線が南北方向に通っている。</p> <p>本市の主要道路は、一般国道1路線(4.29 km)、主要地方道3路線、一般県道5路線(県道計 <u>35.16 km</u>)によって構成されている。東西に主要地方道名古屋豊田線、南北に主要地方道瀬戸大府東海線が走り、それらにほぼ平行に一般県道が走る網状の交通体系を形成している。<u>車道幅員別現況をみると5.5m未満の未改良延長が全体の51.4%を占めている。</u></p> <p>(以下 略)</p> <p>『図 鉄道・道路位置図』の修正</p> <p>第5章 日進市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態の類型</p> <p>(1) 着上陸侵攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、<u>石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋りょう、<u>ダム等に対する注意が必要である。</u> ・ (略) ・ ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、本市は、尾三消防組合、愛知県知事、県警察、<u>海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な</u> 	<p>名古屋線(グリーンロード)が東西に通っている。市内には、これら放射軸をむすぶ、環状機能を有する道路として、(主要地方道)瀬戸大府東海線が南北方向に通っている。</p> <p>本市の主要道路は、一般国道1路線(4.29 km)、主要地方道3路線、一般県道5路線(県道計 <u>35.72 km</u>)によって構成されている。東西に主要地方道名古屋豊田線、南北に主要地方道瀬戸大府東海線が走り、それらにほぼ平行に一般県道が走る網状の交通体系を形成している。</p> <p>(以下 略)</p> <p>『図 鉄道・道路位置図』の修正</p> <p>第5章 日進市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態の類型</p> <p>(1) 着上陸侵攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ (略) <p>・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、<u>攻撃目標となる施設の種類のによっては、二次災害の発生が想定される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋りょう等に対する注意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、本市は、尾三消防組合、愛知県知事、県警察及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地
-----------	--	---

日進市国民保護計画新旧対照表

15	<p>避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、市長又は知事の退避の指示や警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p> <p>(3) 弾道ミサイル攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 (略) 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。 <p>2 緊急対処事態の事態例</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、市長又は知事の退避の指示や警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することも予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 (略) 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することも予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。 <p>2 緊急対処事態の事態例</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所等の破壊 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃 ダムの破壊 <p>② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 (略) <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 日進市における組織・体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 <p>② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設等の爆破 (略) <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 日進市における組織・体制の整備</p>
17	<p>本市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。</p>	<p>本市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置等の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。</p>

日進市国民保護計画新旧対照表

	<p>1 日進市の各部課室における平素の業務</p> <p>本市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>(以下 略)</p> <p>2 日進市職員の参集基準等〔法第 41 条〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 職員の迅速な参集体制の整備</p> <p>本市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。</p> <p>(2) 24 時間即応体制の確立</p> <p>本市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保</p>	<p>1 日進市の各部課室における平素の業務</p> <p>本市の各部課室は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p> <p>(以下 略)</p> <p>2 日進市職員の参集基準等〔法第 41 条〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 職員の迅速な参集体制の整備</p> <p>本市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。</p> <p>(2) 24 時間即応体制の確立</p> <p>本市は、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保</p>	
18	『図 動員伝達系統』の修正	『図 動員伝達系統』の修正	
19	<p>3 消防機関の体制</p> <p>(1) 消防本部及び消防署における体制</p> <p>本市は、尾三消防組合の管理者に対し、消防本部及び消防署が、本市における参集基準等との整合性が確保されるように、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるよう要請する。</p> <p>その際、本市は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備するよう努める。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>本市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに<u>かんがみ</u>、愛知県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p>	<p>3 消防機関の体制</p> <p>(1) 消防本部及び消防署における体制</p> <p>本市は、尾三消防組合の管理者に対し、消防本部及び消防署が、本市における参集基準等との整合性が確保されるように、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めるよう要請する。</p> <p>その際、本市は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置等が実施できる体制を整備するよう努める。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>本市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに<u>鑑み</u>、愛知県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。</p>	

日進市国民保護計画新旧対照表

	<p>また、本市は、愛知県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>また、本市は、愛知県と連携し、消防団に対する国民保護措置等についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。</p> <p>(以下 略)</p>	
20	<p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等〔法第6条〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済</p> <p>本市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当部署を定める。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2) 国民の権利利益に関する文書の保存</p> <p>本市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、日進市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。</p> <p>本市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。</p>	<p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等〔法第6条〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 国民の権利利益の迅速な救済</p> <p>本市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の認定があった場合には、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当部署を定める。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2) 国民の権利利益に関する文書の保存</p> <p>本市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、日進市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。</p> <p>本市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が継続している場合及び国民保護措置等に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。</p>	
21	<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>本市は、国民保護措置を実施するに当たり、</p> <p>(以下 略)</p> <p>1 基本的考え方〔法第35条第3項・第7項・第8項〕</p> <p>(1) 防災のための連携体制の活用</p> <p>本市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関</p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>本市は、国民保護措置等を実施するに当たり、</p> <p>(以下 略)</p> <p>1 基本的考え方〔法第35条第3項・第7項・第8項〕</p> <p>(1) 防災のための連携体制の活用</p> <p>本市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連</p>	

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>係機関との連携体制を整備する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 愛知県との連携〔法第35条第5項・第8項〕</p> <p>(1) 愛知県の連絡先の把握等</p> <p>本市は、緊急時に連絡すべき愛知県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、愛知県と必要な連携を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 日進市国民保護計画の愛知県への協議</p> <p>本市は、愛知県との国民保護計画の協議を通じて、愛知県の行う国民保護措置と本市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。</p> <p>(4) 県警察との連携</p> <p>市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。</p> <p>3 近接市町村との連携〔法第35条第4項・第8項〕</p> <p>(1) 近接市町村との連携</p> <p>本市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 指定公共機関等との連携〔法第3条第4項〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療機関との連携</p> <p>本市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認すると</p>	<p>携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 愛知県との連携〔法第35条第5項・第8項〕</p> <p>(1) 愛知県の連絡先の把握等</p> <p>本市は、緊急時に連絡すべき愛知県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置等の実施の要請等が円滑に実施できるよう、愛知県と必要な連携を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 日進市国民保護計画の愛知県への協議</p> <p>本市は、愛知県との国民保護計画の協議を通じて、愛知県の行う国民保護措置等と本市の行う国民保護措置等との整合性の確保を図る。</p> <p>(4) 県警察との連携</p> <p>市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。</p> <p>3 近接市町村との連携〔法第35条第4項・第8項〕</p> <p>(1) 近接市町村との連携</p> <p>本市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 指定公共機関等との連携〔法第3条第4項〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療機関との連携</p> <p>本市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認する</p>
---	--

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>ともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう<u>(財)</u>日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>とともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう<u>(公財)</u>日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>23 5 ボランティア団体等に対する支援〔法第4条第3項〕</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援</p> <p>本市は、自主防災組織及び行政区・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。</p> <p>(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援</p> <p>本市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>	<p>5 ボランティア団体等に対する支援〔法第4条第3項〕</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援</p> <p>本市は、自主防災組織及び行政区・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置等の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置等についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。</p> <p>(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援</p> <p>本市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>
<p>第3 通信の確保</p> <p>本市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。</p> <p>(1) 非常通信体制の整備〔基本指針〕</p> <p>本市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	<p>第3 通信の確保</p> <p>本市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。</p> <p>(1) 非常通信体制の確保〔基本指針〕</p> <p>本市は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>

日進市国民保護計画新旧対照表

(2) 非常通信体制の確保〔基本指針〕

本市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(2) 高度情報通信ネットワーク等による通信の確保

本市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

非常通信の確保に当たっては、防災用として確保している高度情報通信ネットワークを活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理を行う。

また、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E-m-N e t）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を的確に活用する。

表 留意事項

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況を収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置等の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用	・夜間・休日の場合等における体制を確保

24 (追加)

※第4 情報収集・提供等の体制整備より移動

		<p>するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>・武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p> <p>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p> <p>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>	
--	--	---	--

日進市国民保護計画新旧対照表

第4 情報収集・提供等の体制整備

本市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方〔法第8条第1項・第2項〕〔基本指針〕

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

本市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

表 留意事項

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況を収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

本市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護措置等に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方〔法第8条〕〔基本指針〕

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

本市は、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(削除)

※第3 通信の確保へ移動

日進市国民保護計画新旧対照表

運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において<u>確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</u> 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	
(3) 情報の共有	(3) 情報の共有	

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>25</p>	<p>本市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、 (以下 略)</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備〔法第 47 条第 1 項・第 2 項、法第 51 条第 2 項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>本市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の整備を図る。</p> <p>(3) 県警察との連携</p> <p>本市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて名古屋海上保安部との協力体制を構築する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備〔法第 94 条第 1 項〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式</p>	<p>本市は、国民保護措置等の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、 (以下 略)</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備〔法第 47 条第 1 項・第 2 項、法第 51 条第 2 項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>本市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系防災行政無線の有効な運用を図る。</p> <p>また、緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T) を的確に活用するほか、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して伝達等を行う。</p> <p>(3) 県警察との連携</p> <p>本市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備〔法第 94 条第 1 項〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式</p>
<p>26</p>	<p>本市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、 (以下 略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p>	<p>本市は、避難住民及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、 (以下 略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p>
<p>29</p>	<p>第 5 研修及び訓練</p> <p>日進市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。</p>	<p>第 5 研修及び訓練</p> <p>日進市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置等の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等及び緊急対処事態における対処能力の向上に努める必要が</p>

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>このため、本市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。</p> <p>1 研修</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員等の研修機会の確保</p> <p>本市は、職員に対して、国、愛知県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。</p> <p>また、愛知県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダー等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(3) 外部有識者等による研修</p> <p>本市は、職員等の研修の実施に当たっては、愛知県、消防機関、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。</p> <p>2 訓練〔法第 42 条第 1 項・第 3 項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 日進市における訓練の実施</p> <p>本市は、尾三消防組合、近隣市町村、愛知県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、尾三消防組合、県警察、名古屋海上保安部、自衛隊等との連携を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、</p> <p>(以下 略)</p> <p>③、④ (略)</p>	<p>ある。</p> <p>このため、本市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。</p> <p>1 研修</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員等の研修機会の確保</p> <p>本市は、職員に対して、国、愛知県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。</p> <p>また、愛知県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダー等に対して国民保護措置等に関する研修等を行うとともに、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(3) 外部有識者等による研修</p> <p>本市は、職員等の研修の実施に当たっては、愛知県、消防機関、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。</p> <p>2 訓練〔法第 42 条第 1 項・第 3 項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 日進市における訓練の実施</p> <p>本市は、尾三消防組合、近隣市町村、愛知県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における対処能力向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、尾三消防組合、県警察、自衛隊等との連携を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>① 国民保護措置等と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。</p> <p>② 国民保護措置等についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、</p> <p>(以下 略)</p> <p>③、④ (略)</p>
--	---

30

日進市国民保護計画新旧対照表

	<p>⑤ 本市は、愛知県と連携し、学校、病院、駅、<u>空港</u>、大規模集客施設、大規模集合住宅、<u>官公庁</u>、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>⑤ 本市は、愛知県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、<u>庁舎</u>、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。</p> <p>⑥ (略)</p>	
31	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>(略)</p> <p>1 避難に関する基本的事項〔基本指針〕</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>(略)</p> <p>市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ 輸送力のリスト ○ (略) ○ (略) ○ 生活関連等施設等のリスト ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u> <p>(2) (略)</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>(略)</p> <p>1 避難に関する基本的事項〔基本指針〕</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>(略)</p> <p>市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ 輸送力のリスト ○ (略) ○ (略) ○ 生活関連等施設等のリスト ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ <u>避難行動要支援者の避難支援プラン</u> <p>(2) (略)</p>	
32	<p>(3) 高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>本市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、<u>災害時要援護者の避難対策</u>を講じる。</p> <p>(4) 民間事業者からの協力の確保</p> <p>本市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に<u>かんがみ</u>、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成〔法第 61 条第 1 項〕〔基本指針〕</p> <p>本市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、</p>	<p>(3) 高齢者、障害者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>本市は、避難住民の誘導に当たって、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、<u>避難行動要支援者の避難対策</u>を講じる。</p> <p>(4) 民間事業者からの協力の確保</p> <p>本市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に<u>鑑み</u>、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成〔法第 61 条第 1 項〕〔基本指針〕</p> <p>本市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機</p>	

日進市国民保護計画新旧対照表

33	<p>消防機関、愛知県、県警察、<u>名古屋海上保安部、自衛隊等</u>)と緊密な意見交換を行いつつ、 (以下 略)</p> <p>3 救援に関する基本的事項</p> <p>(1) 愛知県との調整</p> <p>本市は、愛知県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や本市が愛知県の行う救援を補助する場合に<u>かんがみて</u>、本市の行う救援の活動内容や愛知県との役割分担等について、<u>自然災害時における本市の活動状況等を踏まえ</u>、あらかじめ愛知県と調整しておく。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等〔基本指針〕</p> <p>本市は、愛知県と連携して、<u>運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等</u>を行うとともに、 (以下 略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運送経路の把握等</p> <p>本市は、<u>武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため</u>、愛知県が保有する当市の区域に係る運送経路の情報を共有する。</p> <p>6 生活関連等施設の把握等〔基本指針〕</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等 (略)</p> <p>表 生活関連等施設の種類及び所管省庁</p>	<p>関、消防機関、愛知県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、 (以下 略)</p> <p>3 救援に関する基本的事項</p> <p>(1) 愛知県との調整</p> <p>本市は、愛知県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や本市が愛知県の行う救援を補助する場合に<u>鑑みて</u>、本市の行う救援の活動内容や愛知県との役割分担等について、あらかじめ愛知県と調整しておく。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等〔基本指針〕</p> <p>本市は、愛知県と連携して、<u>運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等</u>を行うとともに、 (以下 略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運送経路の把握等</p> <p>本市は、<u>避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため</u>、愛知県が保有する当市の区域に係る運送経路の情報を共有する。</p> <p>6 生活関連等施設の把握等〔基本指針〕</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等 (略)</p> <p>表 生活関連等施設の種類及び所管省庁</p>
----	---	---

日進市国民保護計画新旧対照表

34	国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	国土交通省 農林水産省
	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	文部科学省 経済産業省
		(略)	(略)	文部科学省 経済産業省
		(略)	(略)	文部科学省
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	

(2) 日進市が管理する公共施設等における警戒

本市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、愛知県への措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び名古屋海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備〔法第142条〕〔基本指針〕

本市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

35

	国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	国土交通省
	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	原子力規制委員 会
		(略)	(略)	原子力規制委員 会
		(略)	(略)	原子力規制委員 会
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	

(2) 日進市が管理する公共施設等における警戒

本市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、愛知県への措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備〔法第142条〕〔基本指針〕

本市が備蓄、整備する国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>36</p>	<p>1 日進市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p>住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。</p> <p>(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材</p> <p>国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(3) 愛知県との連携</p> <p>本市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、愛知県と密接に連携して対応する。</p> <p>また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。</p> <p>2 日進市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>(1) 施設及び設備の整備及び点検</p> <p>本市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 復旧のための各種資料等の整備等</p> <p>本市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、</p> <p>(以下 略)</p> <p>第4章 国民保護に関する啓発</p>	<p>1 日進市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p>住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。</p> <p>(2) 国民保護措置等の実施のために必要な物資及び資材</p> <p>国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(3) 愛知県との連携</p> <p>本市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、愛知県と密接に連携して対応する。</p> <p>また、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置等に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。</p> <p>2 日進市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>(1) 施設及び設備の整備及び点検</p> <p>本市は、国民保護措置等の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 復旧のための各種資料等の整備等</p> <p>本市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、</p> <p>(以下 略)</p> <p>第4章 国民保護に関する啓発</p>
-----------	---	--

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>37</p>	<p>武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法</p> <p>本市は、国及び愛知県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。<u>その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>本市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の施設管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p> <p>(以下 略)</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p>	<p>武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等及び緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法</p> <p>本市は、国及び愛知県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置等の重要性について継続的に啓発を行う。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>本市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の施設管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。</p> <p>(以下 略)</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p>
<p>38</p>	<p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、本市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。</p> <p>また、他の市町村において攻撃が発生している場</p>	<p>多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、本市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。</p> <p>また、他の市町村において攻撃が発生している場</p>

日進市国民保護計画新旧対照表

	<p>合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。</p>
	<p>このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に<u>かんがみ</u>、本市の初動体制について、以下のとおり定める。</p>
<p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置および初動措置〔法第 29 条第 11 項〕</p>	<p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置〔法第 29 条第 11 項〕</p>
<p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p>	<p>(1) 緊急事態連絡室等の設置</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>『<u>図</u> 市緊急事態連絡室の構成等イメージ図』の修正</p>	<p>『<u>図</u> 市緊急事態連絡室の構成等イメージ図』の修正</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 関係機関への支援の要請</p>	<p>(3) 関係機関への支援の要請</p>
<p>39 市長は、事案に伴い発生した<u>災害</u>への対処に関して、必要があると認めるときは、愛知県や他の市町村等に対し支援を要請する。</p>	<p>市長は、事案に伴い発生した<u>事態</u>への対処に関して、必要があると認めるときは、愛知県や他の市町村等に対し支援を要請する。</p>
<p>(4) 対策本部への移行に要する調整</p>	<p>(4) 対策本部への移行に要する調整</p>
<p>※【災害対策基本法との関係について】</p>	<p>※【災害対策基本法との関係について】</p>
<p>40 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにか<u>んがみ</u>、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した<u>災害</u>に対処するため、 (以下 略)</p>	<p>災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことに<u>鑑み</u>、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した<u>事態</u>に対処するため、 (以下 略)</p>
<p>第 2 章 市対策本部の設置等</p>	<p>第 2 章 市対策本部の設置等</p>
<p>42 1 市対策本部の設置</p>	<p>1 市対策本部の設置</p>
<p>〔法第 8 条第 1 項・第 2 項、第 26 条第 2 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項・第 4 項・第 5 項・第 6 項、第 28 条第 8 項、第 29 条第 2 項・第 5 項・第 6 項・第 7 項・第 8 項・第 9 項・第 10 項、第 30 条〕</p>	<p>〔法第 8 条、第 26 条第 2 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項・第 4 項・第 5 項・第 6 項、第 28 条第 8 項、第 29 条第 2 項・第 5 項・第 6 項・第 7 項・第 8 項・第 9 項・第 10 項、第 30 条〕</p>
<p>(1) 市対策本部の設置の手順</p>	<p>(1) 市対策本部の設置の手順</p>
<p>市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。</p>	<p>市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。</p>
<p>①市対策本部を設置すべき市の指定の通知</p>	<p>①市対策本部を設置すべき市の指定の通知</p>
<p>市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）<u>お</u></p>	<p>市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）<u>及</u></p>

日進市国民保護計画新旧対照表

	<p>よび愛知県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>④市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、<u>市庁舎市長応接室</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、<u>通信手段の状態を確認</u>)</p> <p>(以下 略)</p> <p>⑤、⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 (略)</p>	<p>び愛知県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>④市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、<u>本庁舎 2 階第 4 会議室</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、<u>通信を行う。</u>)</p> <p>(以下 略)</p> <p>⑤、⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 (略)</p>	
44	<p>『図 市対策本部の組織構成』の修正</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 現地調整所の設置</p>	<p>『図 市対策本部の組織構成』の修正</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 現地調整所の設置</p>	
45	<p>市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（愛知県、消防機関、県警察、名古屋海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、</p>	<p>市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（愛知県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、</p>	
46	<p>『図 現地調整所の組織編制例』の修正</p> <p>(7)、(8) (略)</p>	<p>『図 現地調整所の組織編制例』の修正</p> <p>(7)、(8) (略)</p>	
48	<p>2 通信の確保〔法第 156 条〕</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>本市は、携帯電話、衛星携帯電話、<u>移動系市防災行政無線等</u>の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、<u>地域防災無線等</u>の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>2 通信の確保〔法第 156 条〕</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>本市は、携帯電話、衛星携帯電話、<u>地域防災無線等</u>の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	
50	<p>第 3 章 関係機関相互の連携</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の<u>求め等</u>〔法第 20 条第</p>	<p>第 3 章 関係機関相互の連携</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請等〔法第 20 条〕</p>	

日進市国民保護計画新旧対照表

	<p>1項・第2項]</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p>
52	<p>8 住民への協力要請</p> <p>[法第70条第1項・第2項・第3項、法第80条第1項・第2項、法第115条第1項・第2項、第123条第1項・第2項]</p> <p>(略)</p>		<p>8 住民への協力要請</p> <p>[法第70条、法第80条、法第115条、第123条]</p> <p>(略)</p>
	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等 [法第47条第1項・第2項、第51条第2項]</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>① (略)</p>		<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等 [法第47条第1項・第2項、第51条第2項]</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>① (略)</p>
53	<p>② 本市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、本市のホームページ (http://www.city.nisshin.lg.jp/) に警報の内容を掲載する。</p>		<p>② 本市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、本市のホームページ (http://www.city.nisshin.lg.jp/)、防災情報ブログ (http://blogs.yahoo.co.jp/kikikanri_nisshin/)、ツイッター (https://mobile.twitter.com/twitnisshin/lists/nisshin-city) 等に警報の内容を掲載する。</p>
54	<p>『図 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みイメージ図』の修正</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在本市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、<u>広報車等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</u></p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合</p>		<p>『図 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みイメージ図』の修正</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在本市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合</p> <p>この場合においては、原則として、<u>全国瞬時警報システム (J-ALERT) により送信された警報を防災同報サイレンシステム等によりサイレンを吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</u></p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合</p>

日進市国民保護計画新旧対照表

	<p>ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報巡回、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、市長は尾三消防組合の管理者に対して、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区・自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報巡回、防災行政無線やホームページ等への掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、市長は尾三消防組合の管理者に対して、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区・自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) (略)</p>
55	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定〔法第61条第1項・第3項・第4項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、愛知県、県警察、名古屋海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮す</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定〔法第61条第1項・第3項・第4項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、愛知県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮す</p>
57	<p>市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、愛知県、県警察、名古屋海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮す</p>	<p>市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、愛知県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮す</p>

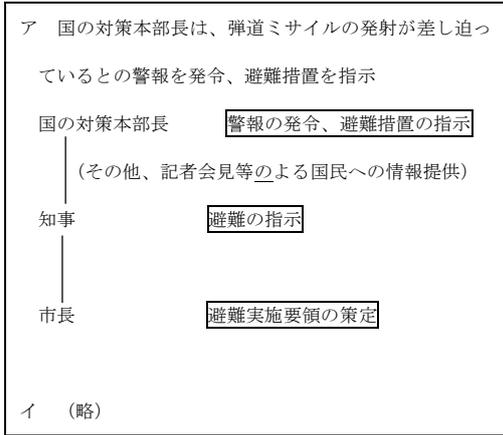
日進市国民保護計画新旧対照表

58	<p>る。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>要援護者の避難方法の決定</u> (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難実施要領の内容の伝達等</p>	<p>る。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>避難行動要支援者の避難方法の決定</u> (避難支援プラン、要配慮者支援班の設置)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難実施要領の内容の伝達等</p>
59	<p>市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。</p> <p>また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、尾三消防本部消防長、警察署長、<u>名古屋海上保安部長及び自衛隊愛知地方協力本部長並びにその他の関係機関</u>に通知する。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。</p> <p>また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、尾三消防本部消防長、警察署長及び自衛隊愛知地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。</p> <p>(以下 略)</p>
60	<p>3 <u>避難住民の誘導</u> [法第 54 条第 6 項、第 62 条第 1 項・第 3 項・第 4 項・第 6 項、第 63 条第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 65 条、第 66 条第 1 項、第 67 条第 4 項、第 69 条第 1 項、第 70 条第 1 項、第 72 条、第 143 条、第 144 条] [基本指針]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>市長は、消防組合の管理者等に対し、当該消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市の国民保護計画や避難実施要領のバターの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、行政区・自治会、自主防災組織、<u>等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や避難地域内残留者の確認等を担当する等</u>地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3) 避難誘導を行う関係機関との連携</p>	<p>3 <u>避難住民の誘導</u> [法第 54 条第 6 項、第 62 条第 1 項・第 3 項・第 4 項・第 6 項、第 63 条、第 65 条、第 66 条第 1 項、第 67 条第 4 項、第 69 条第 1 項、第 70 条第 1 項、第 72 条、第 143 条、第 144 条] [基本指針]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>市長は、消防組合の管理者等に対し、当該消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から市の国民保護計画や避難実施要領のバターの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、行政区・自治会、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者に関する情報の確認や避難地域内残留者の確認等を担当する等</u>地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3) 避難誘導を行う関係機関との連携</p>

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>61</p>	<p>市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、名古屋海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。</p> <p>（以下 略）</p> <p>（4）、（5） （略）</p> <p>（6）高齢者、障害者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、市対策本部救護班は、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>（以下 略）</p> <p>（7） （略）</p>	<p>市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。</p> <p>（以下 略）</p> <p>（4）、（5） （略）</p> <p>（6）高齢者、障害者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、市対策本部は、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>（以下 略）</p> <p>（7） （略）</p>	<p>市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。</p> <p>（以下 略）</p> <p>（4）、（5） （略）</p> <p>（6）高齢者、障害者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、市対策本部は、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>（以下 略）</p> <p>（7） （略）</p>
<p>62</p>	<p>（追加）</p> <p>（8）避難所等における安全確保等 （略）</p> <p>（9）動物の保護等に関する配慮 （略）</p> <p>（10）通行禁止措置の通知 （略）</p> <p>（11）愛知県に対する要請等 （略）</p> <p>（12）避難住民の運送の求め等 （略）</p>	<p>（8）施設滞在者等への対応</p> <p>大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、本市は施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</p> <p>（9）避難所等における安全確保等 （略）</p> <p>（10）動物の保護等に関する配慮 （略）</p> <p>（11）通行禁止措置の通知 （略）</p> <p>（12）愛知県に対する要請等 （略）</p> <p>（13）避難住民の運送の求め等 （略）</p>	<p>（8）施設滞在者等への対応</p> <p>大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、本市は施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</p> <p>（9）避難所等における安全確保等 （略）</p> <p>（10）動物の保護等に関する配慮 （略）</p> <p>（11）通行禁止措置の通知 （略）</p> <p>（12）愛知県に対する要請等 （略）</p> <p>（13）避難住民の運送の求め等 （略）</p>
<p>63</p>	<p>（13）避難住民の復帰のための措置 （略）</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>【弾道ミサイル攻撃の場合の指示の流れ】</p>	<p>（14）避難住民の復帰のための措置 （略）</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>【弾道ミサイル攻撃の場合の指示の流れ】</p>	<p>（14）避難住民の復帰のための措置 （略）</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① （略）</p> <p>② （略）</p> <p>【弾道ミサイル攻撃の場合の指示の流れ】</p>

日進市国民保護計画新旧対照表



(略)

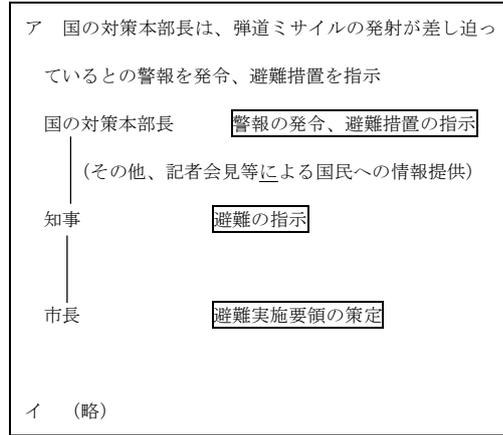
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① (略)
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、名古屋海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、
(以下 略)
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、愛知県、県警察、名古屋海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、
(以下 略)
- (略)
- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応
当初の段階では、個人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、名古屋海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。
(以下 略)

64

65

※ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。
特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効



(略)

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① (略)
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、
(以下 略)
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、愛知県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、
(以下 略)
- (略)
- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応
当初の段階では、個人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。
(以下 略)

※ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。
特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>果を生じさせることが考えられることから、<u>都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。</u></p> <p>着上陸侵攻の場合</p> <p>① <u>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、</u> (以下 略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第5章 救援</p> <p>66 1 救援の実施〔<u>法第76条第1項・第2項</u>〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 救援の実施</p> <p>市長は、愛知県知事から実施すべき措置の内容及び</p>	<p>を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。</p> <p>着上陸侵攻の場合</p> <p>① <u>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、</u> (以下 略)</p> <p>航空攻撃の場合</p> <p>① <u>航空攻撃においては、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられることから警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</u> <u>(実際に航空攻撃に係る警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等地下施設に避難することとなる。)</u></p> <p>② <u>攻撃直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内退避を継続させるとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難させることが必要になる。</u></p> <p>NBC攻撃の場合</p> <p><u>NBC攻撃の場合の避難においては、次のことに留意して避難の指示を行うことが必要となる。</u></p> <p>① <u>避難誘導を行う者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講じること。</u></p> <p>② <u>風下方向を避けて避難を行うこと。</u></p> <p>③ <u>国の対策本部長から示されるNBC攻撃のそれぞれの特性に応じた避難措置の指示の内容を十分に踏まえること。</u></p> <p>第5章 救援</p> <p>1 救援の実施〔<u>法第76条</u>〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 救援の実施</p> <p>市長は、愛知県知事から実施すべき措置の内容及び</p>
--	---

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) 救援の補助 (略)</p> <p>※【着上陸侵攻への対応】</p> <p><u>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。</u></p> <p>2 関係機関との連携〔法第 79 条第 1 項・第 2 項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 16 年厚生労働省告示第 343 号以下「救援の程度及び基準」という。)及び愛知県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、愛知県知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 救援における愛知県との連携 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>※ 1 救援の実施より移動</p>	<p>期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 食品、飲料水及び生活必需品等の給与、供給又は貸与</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) 救援の補助 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>※ 3 救援の内容へ移動</p> <p>2 関係機関との連携〔法第 79 条〕〔基本指針〕</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 25 年内閣府告示第 229 号以下「救援の程度及び基準」という。)及び愛知県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、愛知県知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2) 救援における愛知県との連携 (略)</p> <p>※【着上陸侵攻への対応】</p> <p><u>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航</u></p>
---	--

		<p><u>空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。</u></p>	
68	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>『図 安否情報収集・整理・提供の流れ』の修正</p> <p>1 安否情報の収集〔法第94条第1項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 安否情報の収集</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>『図 安否情報収集・整理・提供の流れ』の修正</p> <p>1 安否情報の収集〔法第94条第1項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 安否情報の収集</p>	
69	<p>本市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している本市が管理する諸学校等からの情報収集、尾三消防組合及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票等</u>、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答〔法第95条第1項・<u>第2項</u>〕〔基本指針〕</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 個人の情報の保護への配慮</p>	<p>本市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している本市が管理する諸学校等からの情報収集、尾三消防組合及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答〔法第95条〕〔基本指針〕</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 個人の情報の保護への配慮</p>	
70	<p>① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。</p> <p>② (略)</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 武力攻撃災害への対処</p> <p>2 武力攻撃災害の兆候の通報〔法第98条第2項・第3項・第4項〕〔基本方針〕</p> <p>(1) (略)</p>	<p>① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。</p> <p>② (略)</p> <p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 武力攻撃災害への対処</p> <p>2 武力攻撃災害の兆候の通報〔法第98条第2項・第3項・第4項〕〔基本方針〕</p> <p>(1) (略)</p>	

日進市国民保護計画新旧対照表

71	<p>(2) 愛知県知事への通知</p> <p>市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、<u>警察官又は海上保安官</u>から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を愛知県知事に通知する。</p>	<p>(2) 愛知県知事への通知</p> <p>市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を愛知県知事に通知する。</p>	
72	<p>第2 応急措置等</p> <p>1 退避の指示 [法第 112 条第 1 項・第 3 項・第 4 項]</p> <p>(1) 退避の指示</p> <p>【退避の指示 (一例)】</p>	<p>第2 応急措置等</p> <p>1 退避の指示 [法第 112 条第 1 項・第 3 項・第 4 項]</p> <p>(1) 退避の指示</p> <p>【退避の指示 (一例)】</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。</p> <p>○ (略)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。</p> <p>○ (略)</p> </div>	
73	<p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>① (略)</p> <p>② 市長は、愛知県知事、警察官、<u>海上保安官</u>又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。</p> <p>(3) 安全の確保等</p> <p>① 市長は、退避の指示を住民に伝達する本市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び愛知県からの情報や本市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、<u>県警察及び名古屋海上保安部</u>と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて尾三消防組合、<u>県警察、名古屋海上保安部、自衛隊</u>の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、</p> <p>(以下 略)</p> <p>③ 市長は、退避の指示を行う本市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、<u>必ず</u>特殊標章等を交付し、着用させる。</p>	<p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>① (略)</p> <p>② 市長は、愛知県知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。</p> <p>(3) 安全の確保等</p> <p>① 市長は、退避の指示を住民に伝達する本市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び愛知県からの情報や本市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び<u>県警察と現地調整所等</u>において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p> <p>② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて尾三消防組合、<u>県警察、自衛隊</u>の意見を聴くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、</p> <p>(以下 略)</p> <p>③ 市長は、退避の指示を行う本市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、特殊標章等を交付し、着用させる。</p>	

日進市国民保護計画新旧対照表

74	<p>2 警戒区域の設定〔法第 114 条第 1 項〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、<u>名古屋海上保安部</u>、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。</p> <p>(以下 略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、<u>名古屋海上保安部</u>、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、</p> <p>(以下 略)</p> <p>④ 市長は、愛知県知事、警察官、<u>海上保安官</u>又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>2 警戒区域の設定〔法第 114 条第 1 項〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。</p> <p>(以下 略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、</p> <p>(以下 略)</p> <p>④ 市長は、愛知県知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(3) (略)</p>
75	<p>4 消防に関する措置等〔法第 97 条第 7 項〕〔基本指針〕</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 消防に関する応援要請等</p> <p>武力攻撃災害の規模が大きい場合など、本市が組織する消防組合の消防力のみをもってしては対処できないと判断されるような場合、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 安全の確保</p> <p>① (略)</p>	<p>4 消防に関する措置等〔法第 97 条第 7 項〕〔基本指針〕</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 消防に関する応援要請等</p> <p>武力攻撃災害の規模が大きい場合など、本市等が組織する消防組合の消防力のみをもってしては対処できないと判断されるような場合、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 安全の確保</p> <p>① (略)</p>
76	<p>② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、<u>名古屋海上保安部</u>、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、</p> <p>(以下 略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、</p>	<p>② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、</p> <p>(以下 略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、</p>

日進市国民保護計画新旧対照表

	必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。	特殊標章等を交付し着用させるものとする。
77	<p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>本市は、生活関連等施設などの<u>特殊な対応が必要となる施設</u>について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、愛知県その他の関係機関と連携した本市の対処に関して、以下のとおり定める。</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保〔法第102条第3項・第4項〕</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 日進市が管理する施設の安全の確保</p> <p>市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。</p> <p>この場合において、市長は、必要に応じ、<u>県警察、名古屋海上保安部、消防機関</u>その他の行政機関に対し、支援を求める。</p> <p>(以下 略)</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除〔法第103条第1項・第2項・第3項・第4項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令</p> <p>【対象】</p>	<p>第3 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>本市は、生活関連等施設などにおける<u>安全確保を図るための措置</u>について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、愛知県その他の関係機関と連携した本市の対処に関して、以下のとおり定める。</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保〔法第102条第3項・第4項〕</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 日進市が管理する施設の安全の確保</p> <p>市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。</p> <p>この場合において、市長は、必要に応じ、<u>県警察、消防機関</u>その他の行政機関に対し、支援を求める。</p> <p>(以下 略)</p> <p>2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除〔法第103条第1項・第2項・第3項・第4項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令</p> <p>【対象】</p>
78	<p>日進市、<u>東郷町及び三好町</u>の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>日進市、<u>みよし市及び東郷町</u>の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は、</p> <p>(以下 略)</p> <p>(2) (略)</p>
79	<p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 NBC攻撃による災害への対処〔法第107条第3項、第108条第1項・第2項、第109</p>	<p>第4 <u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害</u>への対処等</p> <p><u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害</u>への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、<u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害</u>への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 <u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害</u>への対処</p>

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>条第1項・第2項・第3項]</p> <p>本市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 応急措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>(2) 国の方針に基づく措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 関係機関との連携</p> <p>市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、<u>名古屋海上保安部</u>、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>本市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び愛知県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】</p> <p>天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に<u>かんがみ</u>、特に留意が必要である。</p> <p>このため、本市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に<u>かんがみ</u>、保健衛</p>	<p>[法第107条第3項、第108条、第109条]</p> <p>本市は、<u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃</u>による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p> <p>(1) <u>武力攻撃原子力災害への対処</u></p> <p><u>近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、市は原則として、市地域防災計画(原子力災害対策計画)に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u></p> <p>(2) NBC攻撃による災害への対処</p> <p>(略)</p> <p>(3) 国の方針に基づく措置の実施と関係機関との連携</p> <p>①国の方針に基づく措置の実施</p> <p>(略)</p> <p>② 関係機関との連携</p> <p>市長は、<u>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃</u>が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。</p> <p>(以下 略)</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>本市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び愛知県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】</p> <p>天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に<u>鑑み</u>、特に留意が必要である。</p> <p>このため、本市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に<u>鑑み</u>、保健衛生担当部署</p>
--	--

80

日進市国民保護計画新旧対照表

	<p>生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	
83	<p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>○被災情報の収集及び報告〔法第126条第1項・第127条第1項〕〔基本指針〕</p> <p>① (略)</p> <p>② 本市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、名古屋海上保安部との連絡を密にするとともに、(以下 略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 本市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により愛知県が指定する時間に愛知県に対し報告する。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>○被災情報の収集及び報告〔法第126条第1項・第127条第1項〕〔基本指針〕</p> <p>① (略)</p> <p>② 本市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、(以下 略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 本市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、<u>高度情報通信ネットワーク</u>、電子メール、FAX等により愛知県が指定する時間に愛知県に対し報告する。</p> <p>(以下 略)</p>	
85	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理〔法第124条第3項・第4項〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 本市は、地域防災計画の定めに準じて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② (略)</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>2 廃棄物の処理〔法第124条第3項・第4項〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 本市は、地域防災計画の定めに準じて、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② (略)</p>	
86	<p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>本市は、武力攻撃事態等においては、<u>水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。</u></p> <p>2 避難住民等の生活安定等〔法第162条第2項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 被災児童生徒等に対する教育</p> <p>日進市教育委員会は、愛知県教育委員会と連携し、</p>	<p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p><u>生活関連物資等の価格安定のために実施する措置や、避難住民等の生活安定のために実施する措置について、以下のとおり定める。</u></p> <p>2 避難住民等の生活安定等〔法第162条第2項〕〔基本指針〕</p> <p>(1) 被災児童生徒等に対する教育</p> <p>日進市教育委員会は、愛知県教育委員会と連携し、</p>	

日進市国民保護計画新旧対照表

	<p>被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水の安定的な供給〔基本指針〕</p> <p>市は、愛知中部水道企業団と連携し、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じ、<u>武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第4編 復旧等</p> <p>第2章 武力攻撃災害の復旧〔法第141条〕〔基本指針〕</p> <p>本市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、<u>武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日進市が管理する施設及び設備の復旧</p> <p>本市は、武力攻撃災害により本市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断する時は、地域の実情等を勘案し、愛知県と連携して、当面の復旧の方向を定める。</p>	<p>被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料等の減免、<u>奨学金の貸与</u>、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 生活基盤等の確保</p> <p>(1) 水の安定的な供給〔基本指針〕</p> <p>市は、愛知中部水道企業団と連携し、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた<u>送水停止等</u>、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4編 復旧等</p> <p>第2章 武力攻撃災害の復旧〔法第141条〕〔基本指針〕</p> <p>本市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときの復旧に関して必要な事項を以下のとおり定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日進市が管理する施設及び設備の復旧</p> <p>本市は、武力攻撃災害により本市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断する時は、地域の実情等を勘案し、愛知県と連携して、当面の復旧の方向を定める。</p>	
90	<p>第5編 緊急対処事態への対処</p> <p>[法第172条第2項・第4項、第173条第3項、第174条、第175条、第178条第1項・第2項・第3項、第180条、第182条第2項、第183条]</p> <p>第1章 緊急対処事態</p> <p>1 緊急対処事態</p> <p>日進市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりで</p>	<p>第5編 緊急対処事態への対処</p> <p>[法第172条第2項・第4項、第173条第3項、第174条、第175条、第178条、第180条、第182条第2項、第183条]</p> <p>第1章 緊急対処事態</p> <p>1 緊急対処事態</p> <p>日進市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりで</p>	
92			

日進市国民保護計画新旧対照表

<p>ある。</p> <p>本市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、<u>緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。</u></p> <p>2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達</p> <p>緊急処理事態においては、<u>国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、本市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。</u></p> <p>緊急処理事態における警報の<u>内容の通知及び伝達</u>については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の<u>内容の通知及び伝達</u>に準じて、これを行う。</p>	<p>ある。</p> <p>本市では、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、<u>第3編の武力攻撃事態等への対処に係る規定を準用する。ただし、緊急処理事態においては国の緊急処理事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われなことから、これに関する事項を除く。</u></p> <p><u>また、警報の通知及び伝達については、2に定めるところによる。</u></p> <p>2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達</p> <p>緊急処理事態においては、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、<u>国の緊急処理事態対策本部長により警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、本市は、各防災機関や施設の管理者等に対し、警報の通知及び伝達を行う。</u></p> <p>緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。</p>
--	---